

京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 6 号）（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたこと等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 個人の市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出については、所得税における源泉徴収対象者に義務付けているところ、所得税の基礎控除の引上げにより所得税と個人の市民税の所得控除額の差が拡大したことに伴い所得税において源泉徴収の対象外となり、扶養親族等の状況を把握することができない者についても提出義務の対象に加えることとします。（京都市市税条例（以下「市税条例」という。）第28条の2の3関係）
- (2) 住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和25年度分まで延長し、当該控除が適用される家屋を居住年が令和12年までのものとします。（市税条例附則第5条の3関係）
- (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和11年3月31日まで延長します。（市税条例附則第17条の6関係）
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長します。（市税条例附則第18条の2関係）
- (5) 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者が、保有する当該非課税口座又は特定課税未成年者口座から契約不履行等事由による払出しを行った場合、株式等の譲渡があったものとみなし、所得金額を計算し、個人の市民税に関する規定を適用します。（市税条例附則第19条の3の2関係）
- (6) 所得割の納税義務者が租税特別措置法に規定する特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して、4パーセントの税率により所得割を課します。（市税条例附則第19条の3の4関係）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 免税点を見直し、家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円とします。（市税条例第46条関係）
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法により指定された特定都市河川の流域に設置された

一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の1とします。（市税条例附則第7条関係）

- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その対象資産の取得期限を令和11年3月31日まで延長します。（市税条例附則第7条関係）

ア 太陽光を電気に変換する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を2分の1とします。

イ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された一定の風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の2とします。

- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に同法に規定する改修工事を行い、同法に規定する基準に適合することが証明された家屋について、工事完了の翌年度から2年度分の固定資産税及び都市計画税に限り税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額することとされたことに伴い、当該割合を3分の1とします。（市税条例附則第8条関係）

3 軽自動車税

令和8年度及び令和9年度において初回車両番号指定を受けた3輪以上の電気軽自動車又は一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減します。（市税条例附則第16条の5関係）

4 非居住住宅利活用促進税

家屋に係る固定資産税及び都市計画税の免税点を見直すことを踏まえ、これに準じて定めている非居住住宅利活用促進税の免税点（京都市非居住住宅利活用促進税条例本則に規定するものに限る。）も見直し、30万円とします。（京都市非居住住宅利活用促進税条例第8条及び附則第3項関係）

5 その他

- (1) その他必要な規定の整備等を行います。
- (2) 上記1(1)、(2)及び(5)の改正は令和9年1月1日から、上記1(6)の改正は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から、上記2(1)及び4の改正は令和9年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行します。

京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 6 号

京都市市税条例及び京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を改正する条例
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条の2の3第1項を次のように改める。

法第317条の3の3第1項各号に掲げる者で本市の区域内に住所を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、同項に定めるところにより、法第317条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第28条の2の3第2項中「第317条の3の3第2項」を「第317条の3の3第3項」に改める。

第46条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第81条第3項中「者」の右に「(別に定める者を除く。)」を加える。

附則第5条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第5条の2 削除

附則第5条の3に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に改め、「平成11年から平成18年まで又は」を削り、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第25項第4号及び第37項」を「第24項第1号及び第36項」に改め、同項第3号中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第25項第1号、第28項及び第32項」を「附則第15条第24項第3号、第27項及び第31項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24

項第4号」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第15条第39項 3分の1

附則第8条第1項後段中「2分の1と」の右に「、法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1と」を加え、同条第6項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同条第3項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、同条第4項を削る。

附則第17条の5の2第3項第2号中「、第5条の2及び」を「及び」に改め、「、第5条の2第1項」を削る。

附則第17条の6第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第5項」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「附則第35条の3の2第4項」を「附則第35条の3の2第6項及び第10項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第1号に規定する基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じた場合には、法附則第35条の3の2第8項から第10項までに定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、同条第8項から第10項までに定めるところにより、附則第19条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第19条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

附則第19条の3の3第1項中「附則第35条の3の3第6項」を「附則第35条の3の4第6項」に改め、同条第2項中「附則第35条の3の3第2項」を「附則第

35条の3の4第2項」に改め、同条第3項前段中「附則第35条の3の3第8項各号」を「附則第35条の3の4第8項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第19条の3の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、法附則第35条の3の6第4項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額に対し、同項から同条第6項までに規定するところにより、市民税の所得割を課する。

附則第24条中「附則第5条の2及び第5条の3」を「附則第5条の3」に、「附則第5条の2第1項及び第5条の3第1項」を「同条第1項」に改める。

附則第25条第1項各号列記以外の部分中「第13項」を「第12項」に改め、同項第2号中「附則第56条第13項」を「附則第56条第12項」に改め、同条第2項中「同条第14項」を「同条第13項」に改める。

附則第32条中「附則第5条の4の2第7項」を「附則第5条の4第7項」に改める。
(京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部改正)

第2条 京都市非居住住宅利活用促進税条例の一部を次のように改正する。

第7条各号中「課税標準となるべき価格」を「課税標準額」に改める。

第8条中「200,000円」を「300,000円」に改める。

第13条第2項中「者」の右に「(別に定める者を除く。)」を加える。

附則第3項中「200,000円」を「300,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第28条の2の3の改正規定、附則第5条の3第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに附則第19条の3の2及び第19条の3の3の改正規定並びに次条第1項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中第46条の改正規定並びに第2条中第8条及び附則第3項の改正規定並

びに附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

- (3) 第1条中附則第19条の3の3の次に1条を加える改正規定及び次条第2項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の市税条例」という。）第28条の2の3第1項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の京都市市税条例第28条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 改正後の市税条例附則第19条の5の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の市税条例第46条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（行財政局税務部税制課）